

群馬大学重粒子線医学推進機構協力部門規程

令和 4. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学重粒子線医学推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学推進機構（以下「機構」という。）に置く協力部門に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 協力部門は、機構に設置する機構以外の機関で機構等と協力して研究を行う組織として、重粒子線医学に係る研究、教育及び医療技術等の進展に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 協力部門は次の各号に掲げる組織で、機構長が指定するものとする。

- (1) 群馬大学共同研究講座及び共同研究部門規則に基づき設置する講座又は部門
- (2) 国立大学法人群馬大学寄附講座及び寄附研究部門規則に基づき設置する講座又は部門
- (3) 機構と共同して研究を実施しようとする機構以外の外部機関で契約又は協定により機構に設置する組織
- (4) 機構と機構以外の学内機関において共同して研究を実施しようとする際に機構に設置する組織
- (5) 前各号に準ずる組織

(業 務)

第4条 協力部門の業務は、第2条の目的を達成するため、契約、協定等に定めることとし、群馬大学の関係諸規定に基づき行う。

(部門内の構成員)

第5条 協力部門内の構成員は、契約、協定等に定めるものとする。

(事 務)

第6条 協力部門の事務は、昭和地区事務部において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協力部門の運営に関して必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議の議を経て、機構長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。